

ら諸君に於ても問題の性質につき篤考へられたいのであります序に附言しておきますが諸君は會社に退職手當の制定を願つておいた處解雇手當の發表を見たといふて居る様であります。が會社は退職手當ご解雇手當ご兩方を發表したのであつて何も不都合なことなく全く問題ござならぬのであります。

次に過日決行された解雇のことです。が之は會社からも通知の通り會社の營業が非常に不振に陥り前期の如きは遂に無配當に終りましたが會社は出来る丈け失業者を出さぬ様苦心に苦心を重ねて無理な仕入仕事などもやつて居つたのであります。然しそ月二十日以來の怠業に出會ひましては一層損失を多くすることになりますので其儘事業を繼續すべき見込も絶え已むを得ず事業を縮少するここに決定されたのであります。即ち會社が失業者を出すまいと努めて居つた折角の苦心も空しく遂に多數の解雇者を出すことになつたのは誠に遺憾に思ひます。

諸君は今解雇された人達ご一所に行動して居る様に思ひますが若し諸君が其人達に同情の積りで一所になつて居るのでしたら之は非常な間違つたことゝ思ひます。過日解雇された人達は會社の事業縮少の爲めでありますから當人には誠にお氣の毒であります。が假りに諸君から此人達の復職なごを願出た所で逆も出來る相談ではないのであります。斯様な現狀にある會社に望をかけて永く固執して居る様なこことでしたら之は諸君の同情が却て其人達に仇となるばかりでなく諸君も迷惑を蒙ります。結局共倒れとなるご思ひます。それ故解雇された人達を救ひ自分達も立つて行かうとするならば一刻も早く解雇された人には他に就職口を求める様勧告すると共に諸君は速に工場に歸り誠意を以て仕事することであります。

私は會社の事情を十分承知して居り又諸君の爲めを思ふの餘り此通告を發して諸君の反省を促がす次第であります。

大正十二年七月十九日

株式會社新潟鐵工所  
東京工場主任